

令和7年度

笠間市 償却資産（固定資産税）

申告の手引き

《償却資産（固定資産税）申告 チェックリスト》

左のチェック欄に✓印を記入し、各項目をご確認ください

提出する必要はありません

チェック欄		項 目
1		令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産である。
2		決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めている。
3		耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産である。 ※取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合、取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、対象になります。
4		「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した資産を含めている。 ※特例制度は国税（所得税、法人税）での措置であり、地方税である固定資産税（償却資産）上では認められておりませんので、対象となります。
5		屋号、個人番号又は法人番号、連絡先、担当者名、税理士等が記入されている。
6		笠間市内に存在する資産である。
7		家屋部分の申告が含まれていない。
8		令和6年度申告書の取得価額の計と令和7年度申告書の前年前の取得価額が合っている。
9		リース資産の場合は、借りている業者名の記入がある。
10		建設仮勘定で経理されている業種の場合、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めている。
11		簿外資産も含めている。
12		貸付事業の用に供している資産も含めている。
13		耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産を含めている。 ※現に事業の用に供することができる状態にあれば、対象となります。
14		割賦購入資産で、割賦金が未完済でも、すでに事業の用に供している資産を含めている。
15		社宅用、宿舍用等の資産で、減価償却できる資産も含めている。
16		遊休、未稼働の資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産を含めている。 ※一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば対象となります。また、工場等を新設したが、まだ稼働していない場合のような未稼働資産についても対象となります。
17		償却資産の価値を高める費用は、改良費として別の資産として申告している。
18		テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしている。
19		大型特殊自動車も含めている。 ※自動車税及び軽自動車税が課税されている資産については、対象となりません。
20		無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税又は軽自動車税の対象となる自動車等は含めていない。

固定資産の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該償却資産の所有状況について申告していただくことになっております。つきましては、この手引き等を参考に必ず申告していただきますようお願い申し上げます。

提出期限

令和7年1月31日(金)

提出先・お問い合わせ先

笠間市役所 税務課 税制資産グループ

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

☎ 0296-77-1101（代表） 内線110・111・112

0299-37-6611（岩間地域）

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

e L T A Xの利用開始・利用方法は、こちら！

●ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

●お問い合わせ 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

月～金（土日、休祝日、年末年始12/29～1/3は除く。）

9:00～17:00